

5 推進体制

(1) 市の推進体制

ア 「防府市人権施策推進審議会」

人権施策を推進するためには、それぞれの担当部門が基本的な考え方を共有し、協働して施策を展開していくことが必要です。

施策の総合的な推進に当たって「防府市人権施策推進審議会」に意見を求めています。

イ 「防府市人権学習推進委員」

人権学習の積極的な推進を図るため、地域代表者、有識者、人権擁護委員、学校、公民館、団体及び企業から「人権学習推進委員」を選出し、推進委員を中心に各組織で、市民の人権意識の高揚と人権感覚を磨くための啓発活動を行います。

ウ 「防府市人権施策推進連絡会議」

人権施策の連絡調整及び人権施策の充実に向けた検討等を行うため、全庁的な組織として設置する「防府市人権施策推進連絡会議」において、総合的な人権施策を推進します。

(2) 民間団体、企業、行政の連携・協力

市民一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するためには、人権施策がより広範な取組として展開される必要があります。

このため、国や県、市など行政機関による連携にとどまらず、市民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するための体制整備を進めるとともに、多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して人権施策を推進します。